

鳴門市消防本部初期消火協力者使用消火器の無償詰替え等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、初期消火に協力する市民の負担軽減を図るため、鳴門市内で発生した火災の初期消火に使用した消火器に対し、無償で消火薬剤の詰替え等を行うことについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「消火薬剤の詰替え等」とは、使用済の消火器に消火薬剤、加圧ガス等を充填すること（当該消火器に消火薬剤、加圧ガス等を充填できない場合にあつては、当該消火器と同等の消火器を支給すること）をいう。

(対象消火器)

第3条 消火薬剤の詰替え等の対象となる消火器は、鳴門市内で発生した火災の初期消火に使用した消火器であつて、当該火災において使用したことを消防職員が確認したものとす。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、消火薬剤の詰替え等の対象としない。

- (1) 使用した消火器が応急消火義務者（消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第25条第1項に規定する者（共同住宅等で発生した火災の場合は、法第36条の3第2項に規定する者を除く。）をいう。）の所有する消火器である場合
- (2) 使用した消火器が自治会等で設置している消火器である場合
- (3) 使用した消火器が法のその他関係法令で消火器具の設置義務が定められている防火対象物に設置されている消火器であつて、法第21条の5第1項の規定により型式承認の効力を失ったものである場合
- (4) 保険会社等から使用した消火器に係る費用の補償等を受けることができる場合

(申請)

第4条 消火薬剤の詰替え等を受けようとする者は、消火器を使用した日から30日以内に消火器の消火薬剤詰替え等申請書（様式第1号）により消防長に申請しなければならない。

(審査及び決定)

第5条 消防長は前条の規定による申請書の提出があつたときには、速やかにその内容を審査の上、消火薬剤の詰替え等の可否を決定し、その結果を消火器の消火薬剤詰替え等認定（不認定）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(受領書の收受)

第6条 消防長は、消火薬剤の詰替え等が完了した消火器の引渡しの際に、受領書（様式第3号）を申請者から收受しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

消火器の消火薬剤詰替え等申請書

年 月 日	
鳴門市消防長	
申請者 住所 _____	
氏名 _____	
電話 _____	
下記の消火器を初期消火に使用しましたので詰替え等を申請します	
消火器の使用日時	年 月 日 時 分頃
消火器の使用場所	
消火器の種類・本数	消火器（ 型）【加圧式・蓄圧式】 本
	消火器（ 型）【加圧式・蓄圧式】 本
	消火器（ 型）【加圧式・蓄圧式】 本
消火器の所有者	住 所 _____
	氏 名 _____
消火器の使用者	住 所 _____
	氏 名 _____
※ 審査結果	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 不認定
※ 受付欄	※ 経 過 欄

備考 ※印の欄には記入しないでください。

第 号
年 月 日

様

鳴門市消防長

印

消火器の消火薬剤詰替え等（認定・不認定）通知書

年 月 日付けで申請のありました消火器の消火薬剤の詰替え等については、下記のとおり（認定・不認定）しましたので通知します。

認定

消火器の消火薬剤の詰替え

消火器の給付

消火器の種類・本数	消火器（ 型）【加圧式・蓄圧式】	本
	消火器（ 型）【加圧式・蓄圧式】	本
	消火器（ 型）【加圧式・蓄圧式】	本

不認定

（理由）

年 月 日

鳴門市消防長

受領者 住所 _____

氏名 _____

受 領 書

年 月 日付けで消火器を受領しましたので、鳴門市消防本部初期消火協力者使用消火器の無償詰替えに関する内規第6条の規定に基づき、受領書提出します。

消火器の種類・本数	消火器（ 型）【加圧式・蓄圧式】	本
	消火器（ 型）【加圧式・蓄圧式】	本
	消火器（ 型）【加圧式・蓄圧式】	本